

詐欺的投資勧誘に関する
消費者問題についての調査報告(案)

平成25年8月

消費者委員会

目 次

第 1 消費者トラブルの実態

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | PI0-NETにおける詐欺的投資勧誘の消費者相談 | 1 |
| 2 | 詐欺的投資勧誘の種類、内容（典型的な被害事例） | 8 |

第 2 現行制度及び取組

1 詐欺的投資勧誘に関する被害の発生・拡大防止及び被害回復に係る制度

- | | | |
|-----|--|----|
| (1) | 被害の発生・拡大防止、被害回復に係る制度 | |
| ア | 特定商取引法 | 16 |
| イ | 金融商品取引法 | 22 |
| ウ | 消費者安全法 | 23 |
| エ | 刑法 | 23 |
| オ | 出資法 | 23 |
| カ | 振り込め詐欺救済法 | 24 |
| (2) | 被害の発生・拡大防止、被害回復に向けた取組 | |
| ア | 悪質な利殖勧誘事犯に対する重点的な取締り | 25 |
| イ | 特定商取引法の執行強化 | 27 |
| ウ | 消費者安全法等の適切な執行 | 30 |
| エ | 法執行力強化のための関係機関の連携 | 31 |
| オ | 特定商取引法における指定権利制の見直し | 32 |
| カ | 財産的被害に係る集団訴訟制度 | 35 |
| キ | 違法行為による財産の隠匿・散逸の防止のための制度の導入 | 36 |
| | (別紙 1) 特定商取引法の指定権利制の廃止に関する論点 | 38 |
| | (別紙 2) 「特定商取引法の指定権利制の廃止に関する論点」に対する消費者庁の考え方 | 42 |

2 詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに対する規制及び取組

- | | | |
|-----|--------------------------|----|
| (1) | 詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに対する規制 | |
| ア | 携帯電話不正利用防止法 | 46 |
| イ | 犯罪収益移転防止法 | 50 |
| ウ | 振り込め詐欺救済法 | 56 |

エ	商業登記法	57
(2)	詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに対する取組	
ア	携帯電話不正利用防止法及び犯罪収益移転防止法に係る取組	58
イ	金融機関における取組	61
ウ	郵便・宅配便事業者等の取組	63
エ	商業・法人登記に関する取組	65
3	詐欺的投資勧誘に関する消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの取組	
(1)	テレビ等の媒体を通じた注意喚起の取組	67
(2)	消費者行政・福祉関係者等による見守り体制の整備・普及	68
(3)	自治体・都道府県警察による事例収集・周知の取組	70
(4)	通話録音装置の配置・押収名簿による注意喚起の取組	
ア	消費者庁による悪質電話勧誘撃退モデル事業	71
イ	警察による押収名簿等の活用	71
(5)	成年後見制度の利用促進に係る取組	
ア	成年後見制度	73
イ	老人福祉法	74
(6)	日常生活自立支援事業に係る取組	76

参考資料

関係法令等

第1 消費者トラブルの実態

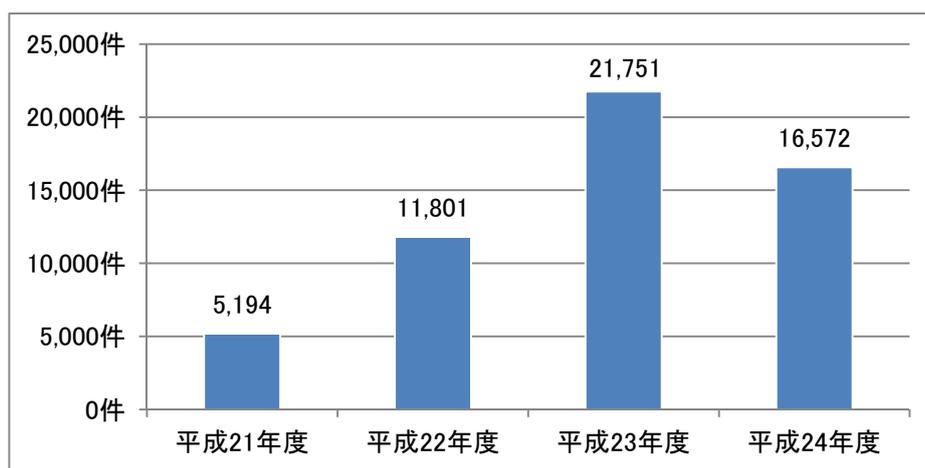
1 PIO-NETにおける詐欺的投資勧誘の消費者相談

詐欺的投資勧誘について、全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）における消費者から寄せられた相談を分析したところ、以下の状況が確認できた。なお、ここでの「詐欺的投資勧誘」とは、投資商品の取引やそれらによる被害からの救済をうたった取引を、あたかも消費者にとって有利な取引であるかのように誤認させるような悪質な勧誘行為をいう。

(1) 詐欺的投資勧誘に関する相談件数の推移

詐欺的投資勧誘に関する相談件数は、図1の通り、平成23年度まで伸びている。なお、平成24年度の相談件数は16,572件と減少している。

図1 詐欺的投資勧誘に関する相談件数の推移



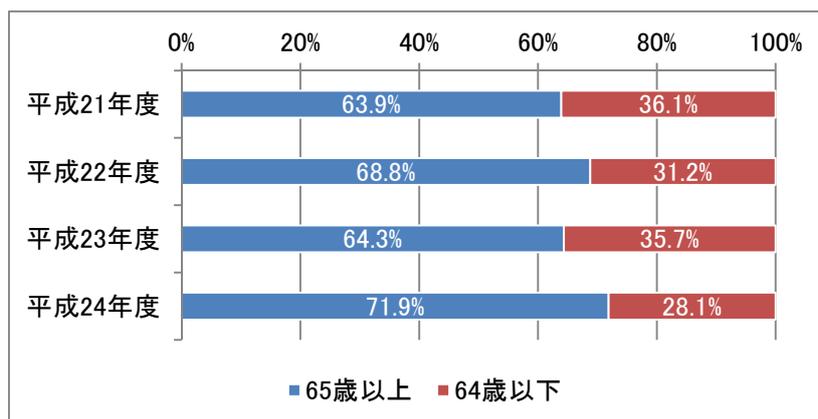
(注1) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成25年5月31日登録分まで。

(注2) 「公社債」、「未公開株」、「他のデリバティブ取引全般」、「ファンド型投資商品」、「金融関連サービスその他」のうち、「利殖商法」のキーワードを付してある相談を詐欺的投資勧誘とした。

(注3) 「ファンド型投資商品」とは他のキーワードに該当しないもので、運用者が一人又は複数の者から資金を集め、運用し、そこから生じる収益の配当又は財産について、出資者に配分を行うもの。資金を集めている者の属性や、何で運用するかは問わない。いわゆる集団投資スキーム。

- (2) 詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者年齢が65歳以上の割合の推移
 平成21年度から平成24年度における詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者年齢が65歳以上の割合は、図2のとおり、各年度とも6割以上を占めている。

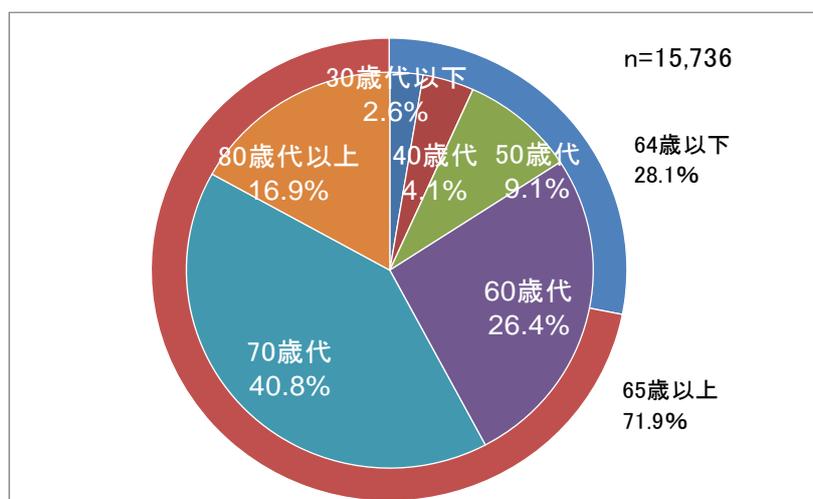
図2 詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者年齢が65歳以上の割合



(注) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成25年5月31日登録分まで。なお、無回答(未入力)は除く。

- (3) 詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者年代
 平成24年度における詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者年代を見ると、図3のとおり、65歳以上で約7割を占めている。なお、40歳代以下の割合は1割未満となっている。

図3 詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者年代(平成24年度)

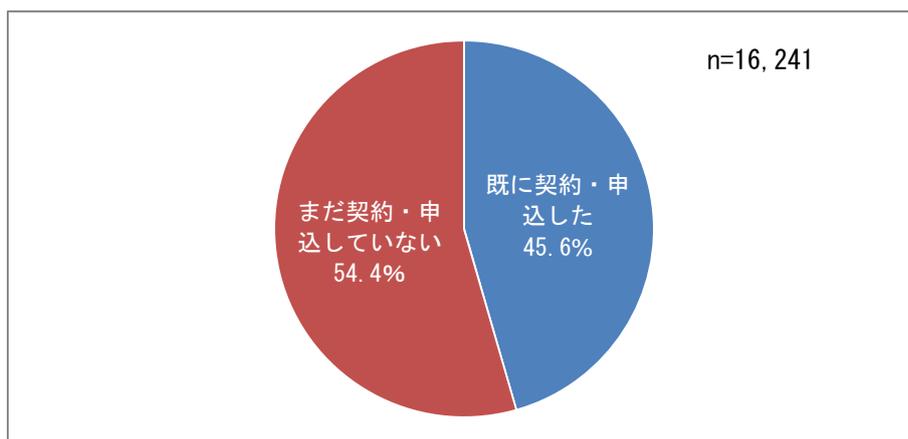


(注) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成25年5月31日登録分まで。なお、無回答(未入力)は除く。

(4) 詐欺的投資勧誘に関する相談の契約・申込の有無

平成 24 年度における詐欺的投資勧誘に関する相談の契約・申込の有無を見ると、図 4 のとおり、「既に契約・申込をした」が 45.6%、「まだ契約・申込していない」が約 54.4%となっている。

図 4 詐欺的投資勧誘に関する相談の契約・申込の有無（平成 24 年度）

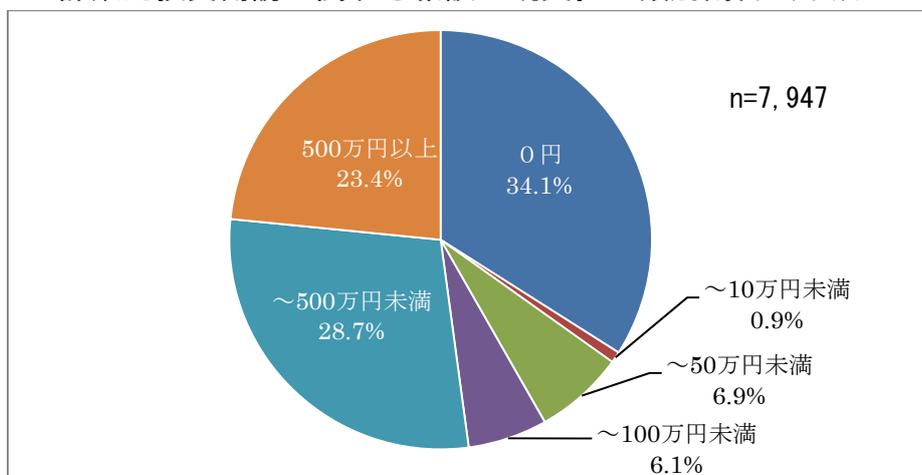


(注) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成 25 年 5 月 31 日登録分まで。なお、不明・無関係は除く。

(5) 詐欺的投資勧誘に関する相談の既支払い額

平成 24 年度における詐欺的投資勧誘に関する相談の既支払い額（既に支払いをした金額）を見ると、図 5 のとおり、「100 万円以上」が 52.1%、「500 万円以上」が 23.4%となっている。

図 5 詐欺的投資勧誘に関する相談の既支払い額別割合（平成 24 年度）



(注) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成 25 年 5 月 31 日登録分まで。なお、無回答（未入力）は除く。

(6) 詐欺的投資勧誘に関する相談の商品・役務別の内訳

平成23年度及び平成24年度における詐欺的投資勧誘に関する相談の商品・役務別の内訳を見ると、図6のとおり、両年度とも、「公社債」、「未公開株」、「ファンド型投資商品」の3つで9割超を占めている。

図6 詐欺的投資勧誘に関する相談の商品・役務別の内訳

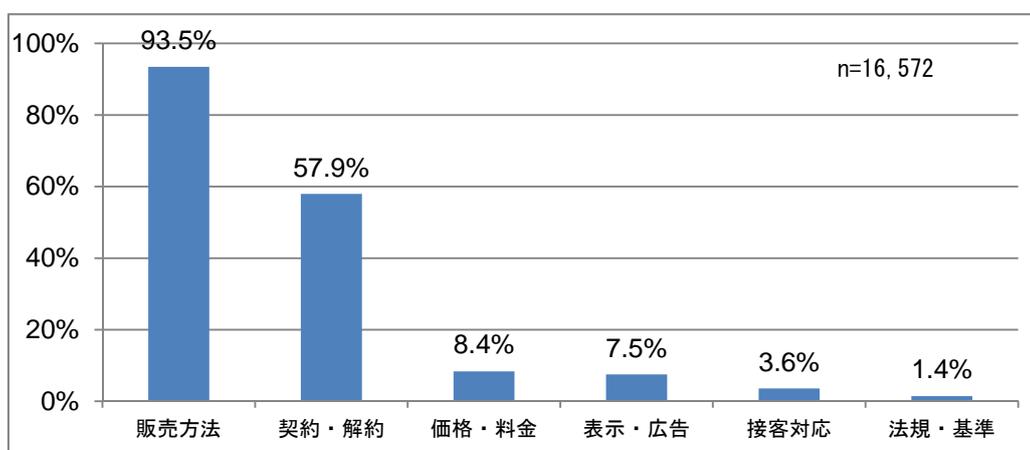


(注) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データの平成23年度は平成24年5月31日登録分まで、平成24年度は平成25年5月31日登録分まで。

(7) 詐欺的投資勧誘に関する主な相談の内容

平成24年度における詐欺的投資勧誘に関する主な相談の内容を見ると、図7のとおり、「販売方法」に関する相談が93.5%、「契約・解約」に関する相談が57.9%となっている。

図7 詐欺的投資勧誘に関する主な相談内容別分類（平成24年度）

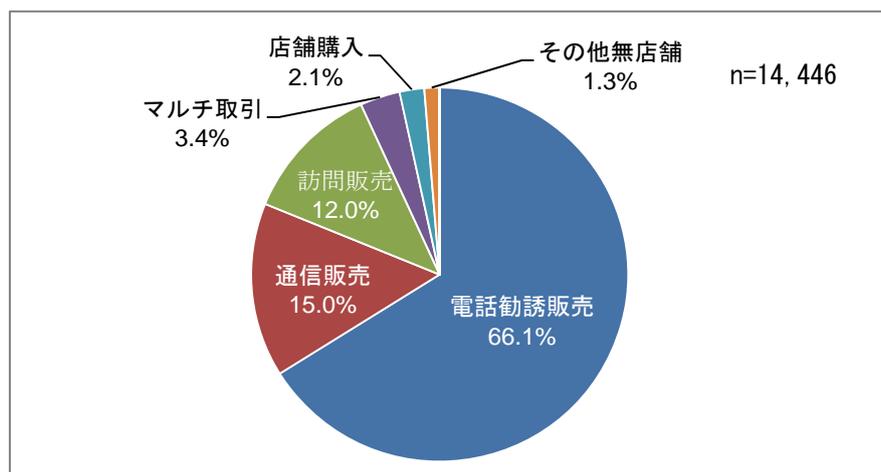


(注) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成25年5月31日登録分まで。相談内容別分類は複数回答項目。

(8) 詐欺的投資勧誘に関する相談の販売購入形態

平成 24 年度における詐欺的投資勧誘に関する相談の販売購入形態を見ると、図 8 のとおり、「電話勧誘販売」が 66.1%と半数を占め、次いで「通信販売」が 15.0%と非対面の販売方法が上位となっている。

図 8 詐欺的投資勧誘に関する相談の販売購入形態（平成 24 年度）

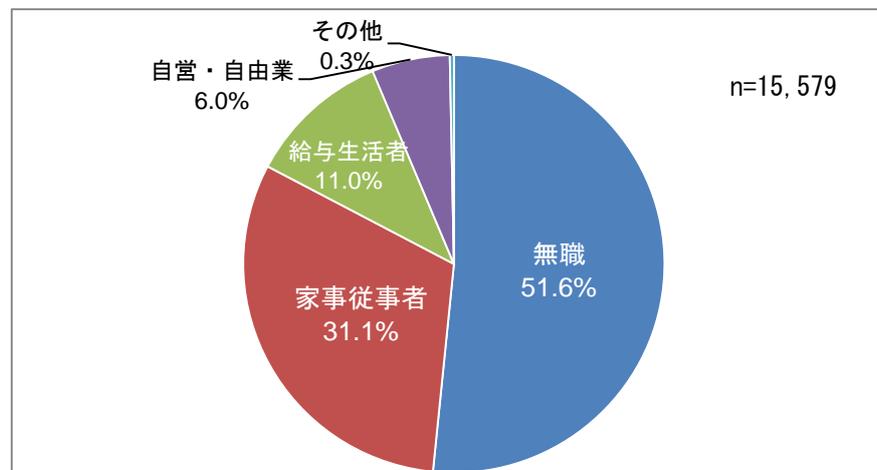


(注) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成 25 年 5 月 31 日登録分まで。不明・無関係は除く。

(9) 詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者職業

平成 24 年度における詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者職業を見ると、図 9 のとおり、「無職」が 51.6%、次いで「家事従事者」31.1%となっている。

図 9 詐欺的投資勧誘に関する相談の契約者職業（平成 24 年度）

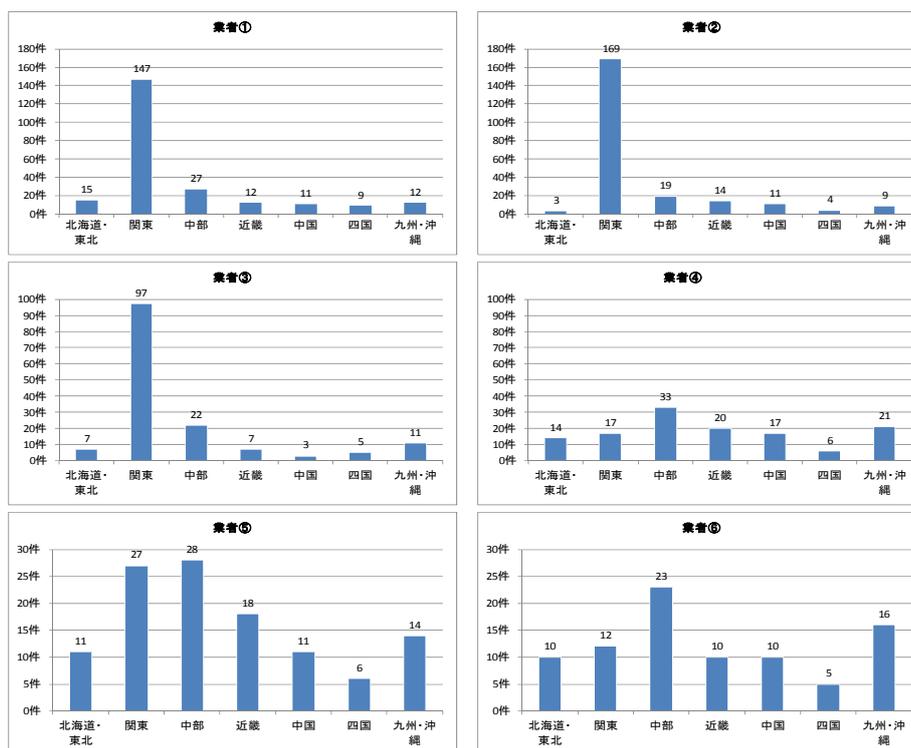


(注) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成 25 年 5 月 31 日登録分まで。なお、不明・無回答（未入力）は除く。

(10) 詐欺的投資勧誘に関する相談の件数が多いと見込まれる6事業者の契約者の居住地域

平成24年度における詐欺的投資勧誘に関する相談の件数が多いと見込まれる6事業者の契約者の居住地域を見ると、図10のとおり、広域で被害が発生する傾向にある。

図10 詐欺的投資勧誘に関する相談の件数が多いと見込まれる6事業者の契約者の居住地域（平成24年度）



(注1) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成25年5月31日登録分まで。

(注2) 「相談の件数が多いと見込まれる6事業者」は、詐欺的投資勧誘に関する相談について、今回の調査のために当委員会が平成24年度のPIO-NET情報を精査し、相談件数が多いと見込まれる6事業者を選定したものである。なお、本数値には、同名異業者の件数が含まれる可能性がある。

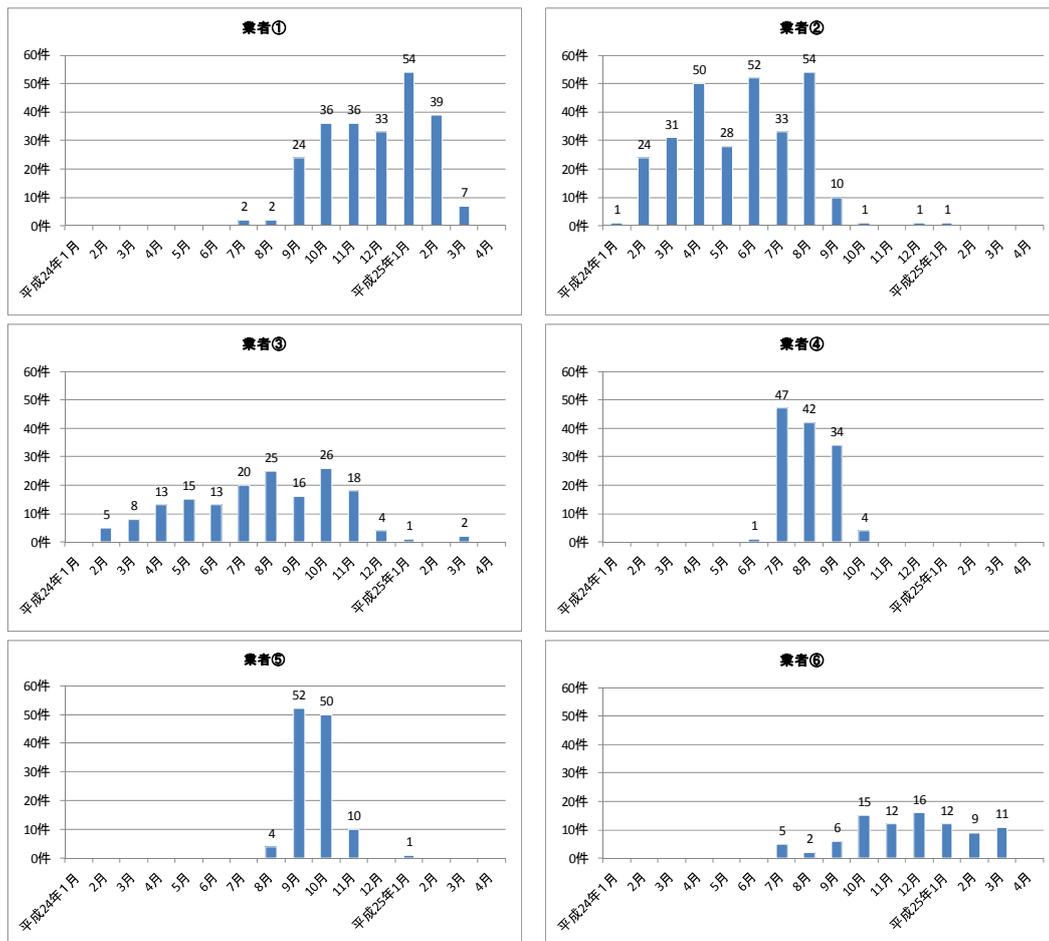
(注3) 地域区分は以下の通り（都道府県別）。

- 北海道・東北（北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）
- 関東（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）
- 中部（新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県）
- 近畿（三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）
- 中国（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）
- 四国（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）
- 九州・沖縄（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）

(11) 詐欺的投資勧誘に関する相談の件数が多いと見込まれる6事業者の受付年月

詐欺的投資勧誘に関する相談の件数が多いと見込まれる6事業者の受付年月を見ると、図11のとおり、短期間で被害が発生する傾向にある。

図11 詐欺的投資勧誘に関する相談の件数が多いと見込まれる6事業者の受付年月



(注1) PIO-NET データにより当委員会が作成した。データは平成25年5月31日登録分まで。

(注2) 「相談の件数が多いと見込まれる6事業者」は図10の(注2)と同じ。

2 詐欺的投資勧誘の特徴（典型的な被害事例）

- 詐欺的投資勧誘の最近の手口としては、劇場型勧誘の消費者トラブルが多く、また、二次被害が特徴として見られる。詐欺的な勧誘を行う商材は、近年多様化しており、未公開株、公社債や集団投資スキーム（ファンド）持分を扱った詐欺的投資勧誘が多く見られる一方で、「温泉付き有料老人ホームの利用権」、「天然ガス施設運用権」、「国内での取り扱いの少ない外国通貨」、「iPS細胞の特許権」、「カンボジアの土地使用权」などといった新たな商材が次々と現れている。具体的な内容は、以下の通りである。

（1）劇場型の勧誘について

劇場型の勧誘とは、特定の販売業者と通じていると思われる者らが、消費者に対し「特定の商品や権利を販売業者から購入すれば、購入額を上回る金額で買い取る」、「販売会社は信用できる」などと購入を繰り返し勧め、特定の販売業者との取引が消費者にとって有利な取引であると誤認させ、当該販売業者と契約をするように仕向け、契約させる勧誘手段である。劇場型の勧誘では、買取りを持ち掛けた者と契約後連絡が取れなくなることがほとんどであり、予め仕組まれた集团的・組織的詐欺あるいは第三者詐欺による取引である可能性が極めて高い。

（事例）劇場型勧誘は、勧誘に前後して、消費者の自宅にA社のパンフレットや申込書が封筒で発送される。勧誘業者であるB社が「販売会社A社の封筒は届いていないか。A社が販売している権利（未公開株、社債など）は大変価値があるが、封筒が届いた個人しか購入することができない。代わりに買ってくれば権利を高値で買い取る」、または「代理で購入して欲しい。謝金を支払う」などと電話で消費者に勧誘し契約をあおる。消費者は、初めのうちはB社のお話を信用しないが、何度も（場合によっては複数の業者から）「価値のあるものなので高額で買い取る」と勧誘を受けたり、公的機関（金融庁や国民生活センターなど）をかたる何者からか電話があり「A社は信頼できる会社である」などと説明されるうちに信用してしまいお金を支払ってしまう。そして結局A社、B社ともに連絡が取れなくなり、実質紙切れである権利証券だけが消費者の手元に残る、というものである。複数の業者が登場し、さも「演劇」のように仕立て上げられた勧誘が行われるため、劇場型勧誘と呼ばれている¹。

¹ 独立行政法人国民生活センター（平成24年10月4日報道発表資料）「「買え買え詐欺」にご注意！ーより巧妙！より悪質に！劇場型勧誘による詐欺的儲け話の最近の手口」より抜粋。

(2) 二次被害について

二次被害とは、過去に詐欺的投資勧誘の被害にあった消費者に対し、被害回復等を名目に再び勧誘を行い、被害回復の条件として、別の投資商品の購入や手数料の支払いを求める手法である。購入代金や手数料を支払っても、被害回復に向けた取組が実行されないケースが多く、被害者の損害を更に拡大させることから、その生活に与える影響は甚大なものとなり得る。

(事例) 過去にマルチ的な勧誘を受け、ファンドの契約をして 300 万円の損害を被ったことがある。ある日突然、B社から電話があり「あなたが被った損失を回復することができる。シカゴの銀行口座に業者の隠し財産 400 億円があることが分かり、分配することになった。分配金を得るためには 60 万円を払って組合員になる必要がある。60 万円は当社が負担するので、組合員の申し込みをするため、A社に電話をするように」などと言われ、お金が返ってくるならという思いでA社に連絡した。A社からは「申し込み用紙を FAX で送付する、必要項目を記入して返送するように」との説明があった。届いた申込書を見ると、B社の説明と違い、新たなファンドの申込書となっていた。「1口 12 万円 5 口以上」とも記載があり不審に思ったので、消費生活センターに相談して申し込みをやめることにした。断りの電話をB社にしたところ、「既にA社に入金した。やめるなら 60 万円を当社に支払え、支払わなければ裁判にする、裁判になったらもっと金が掛かる」などと脅され、怖くなって申込書を FAX で送付してしまった。お金はまだ支払っておらず、契約をやめたい²。

(3) 商材の多様化

ア 未公開株の勧誘

未公開株の勧誘とは、証券取引所などの株式市場に上場されていない未公開株をめぐり、販売業者以外の何者かが、消費者に対し、「上場予定で値上がりが確実」などと勧め、未公開株の取引が消費者にとって有利な取引であると誤認させ、未公開株の購入契約をさせる勧誘手段である。未公開株の勧誘では、買取りを持ちかけた者から株券が届かない、販売業者に確認したところ未公開株が上場予定ではない、買取りを持ちかけた者とその後連絡が取れなくなることがほとんどであり、詐欺的な取引である可能性が極めて高い。

² 独立行政法人国民生活センター（平成 24 年 10 月 4 日報道発表資料）「「買え買え詐欺」にご注意！-より巧妙！より悪質に！劇場型勧誘による詐欺的儲け話の最近の手口」より抜粋。

(事例) 東日本大震災の後、突然知らない業者A社からダイレクトメールが届いた。社名に見覚えはなく、中には風力発電の事業を行っているB社のパンフレットが入っていた。後日、A社から電話があり、「当社はB社の未公開株の購入を勧めている。今回の原発事故の影響で、原子力発電は使われなくなる。今後は風力発電が注目される。B社は風力発電事業を行っており、政府の高官も視察に行くような将来有望な会社だ。あなたは特別優待で、この会社の未公開株を安く買うことができる。今のうちに安く買っておけば、後で得をする」と勧誘され、B社の未公開株を1口40万円で購入した。その後、証券会社を名乗る業者から次々と「1.5倍で買い取る」、「買い増ししてほしい」という勧誘の電話がかかるようになった。不審に思い、娘に相談したところ、「だまされている」と言われた。返金してほしい³。

イ 公社債の勧誘

社債とは、会社法に基づいて事業会社が発行する債券であり、金融商品取引法に定める有価証券の一つである。事業会社から利払いによる利益を得られる一方、信用リスク等を伴う金融商品であり、普通社債や株式転換社債などの種類がある。公社債の勧誘とは、(i)金融機関等が介在せず、社債発行会社と直接契約がなされている、(ii)「元本保証」などの不実告知による問題勧誘、見知らぬ買取り業者からの突然の勧誘が目立つ、(iii)社債発行会社の実態が不明であることがほとんどであり、詐欺的な取引である可能性が極めて高いといった傾向がみられる。

(事例) 半年ほど前に、プラスチックやゴミを回収し再生エネルギーをつくる事業をしているという業者から電話勧誘を受け、その業者が発行する社債を200万円で契約した。数ヶ月前に第1回目の社債の利払いが遅れるとの通知が業者から送付されたが、その後連絡が取れない。電話をしても使われていないというテープが流れる。最近、他の業者から「当該業者はつぶれた」という不審な情報を得た⁴。

ウ 集団投資スキーム（ファンド）持分の勧誘

集団投資スキーム（ファンド）持分とは、複数の出資者から資金を募り、その資金を元手とした事業・投資などを行って、得られた収益を出資者に配分する仕組み（集団投資スキーム）であり、販売業者以外の

³ 独立行政法人国民生活センター（平成23年6月23日報道発表資料）「震災に乗じた未公開株の勧誘に注意！」より抜粋。

⁴ 独立行政法人国民生活センター（平成21年11月18日報道発表資料）「見知らぬ業者からの「怪しい社債」の勧誘に耳を貸さないで！」より抜粋。

何者かが、消費者に対し「（持分権利を）購入額を上回る金額で買い取る」などと勧め、販売会社との取引が有利なものと誤認させ、契約させる勧誘手段である。集団投資スキーム（ファンド）持分の勧誘では、業者の交付書面やホームページ以外に情報はなく、出資先である業者が存在しているのか、事業が実際に行なわれているのか、支払ったお金が実際どのように投資・運用されているのか、どこで資金が管理されているのかなどを消費者自らは把握することが難しいことが多い。

（事例）電気自動車やレアメタル関連事業に投資するファンドの資料が郵送されたことがあったが興味がないので捨てていた。その後、見ず知らずの者から「ファンドに関するパンフレットは届いていないか」と電話があり、「捨てた」と伝えたところ、「惜しいことをしましたね、（持分権利を）高値で買い取るのに」と言われた。後日同じ資料が速達で再び届き、再度、同一人と思われる者から「自分達の代わりに申し込んでくれれば、謝礼として40万円を渡す」と言われ、資料と同封されていた仮申込書を使って申し込んだ。ファンド業者からはすぐに入金するよう連絡があり、ひとまず60万円を立て替えのつもりで振り込んだ。しかし、その後買い取ると言った業者から謝礼は支払われることもなく、「100万円を届ける途中で交通事故に遭ったので引き返した」との連絡があっただけである。その後、買い取るといった業者に支払いを督促したところ、追加出資を勧められたので怪しいと思うようになった。せめて立て替えた60万円だけでも返して欲しい。ファンド業者は適格機関投資家等特例業務の届出業者であり、契約期間は3年間である⁵。

⁵ 独立行政法人国民生活センター（平成23年2月24日報道発表資料）「複雑・巧妙化するファンドへの出資契約トラブル - プロ向け（届出業務）のファンドが劇場型勧誘によって消費者に販売されるケースも - 」より抜粋。

エ その他の新たな商材の勧誘

未公開株、社債やファンド持分を商材とした詐欺的勧誘が多く見られる一方で、表1のとおり、新たな商材が次々と現れている。

表1 その他の新たな商材の例

商材名	資料名
国内で取扱いの少ない外国通貨（イラク、アフガニスタン、スーダン、リビア、コンゴ、シリア、イエメン、ウズベキスタン等）	イラク通貨（イラクディナール）の取引に要注意！－高齢者等をねらった新手的投資トラブル－ （平成22年6月24日）（同年度に他4件）
	「買い取る」を口実にした外国通貨の取引にだまされないで！（平成23年10月27日）
	国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘に関する注意喚起（平成24年3月13日）
	次々出てくる換金困難な外国通貨の取引トラブル！－新たにコンゴ、シリア、イエメン、ウズベキスタンの通貨が…－（平成24年9月21日）
水資源の権利	急増している「水資源の権利」と称する新手的投資取引のトラブル！（平成23年3月3日）
温泉付き有料老人ホームの利用権	被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買取り等の勧誘に御注意ください（平成23年4月28日）
	「温泉付有料老人ホームの利用権」の勧誘に関する注意喚起（平成23年6月24日）
	アプリコット合同会社の「温泉付き有料老人ホーム利用権」は契約しないで！（平成23年6月24日）
鉱山の採掘、鉱物に関する権利	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起（平成23年8月12日）
	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起（第2報） （平成23年10月21日）
CO ₂ （二酸化炭素）排出権取引	CO ₂ （二酸化炭素）排出権取引に関する儲け話のトラブル！－一般の消費者は手を出さないで－ （平成23年9月22日）
カンボジアの土地使用権	今度は“カンボジアの土地使用権”！依然続く劇場型勧誘－「リゾート地」「農地」の投資話にご用心－（平成24年5月24日）
天然ガス施設運用権（シェールガス、メタンハイドレート等）	中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた「天然ガス施設運用権」の勧誘に関する注意喚起 （平成24年7月13日）
	新たなエネルギー事業をうたった買え買え詐欺にご注意！－シェールガス？メタンハイドレート？新しい話題を悪用した儲け話－ （平成25年5月9日）
iPS細胞作製に係る特許権の知的財産分与譲渡権	iPS細胞作製に係る特許権の「知的財産分与譲渡権」勧誘に関する注意喚起 （平成24年11月2日）

（注）消費者庁公表資料News Release、独立行政法人国民生活センター報道発表資料より作成。

新たな商材のうち、具体的な事例を以下取り上げる。

(ア) 温泉付き有料老人ホーム利用権の勧誘

販売業者以外の何者かが、消費者に対し「購入額を上回る金額で有料老人ホームの利用権を買い取る」などと勧め、販売業者との取引が消費者にとって有利な取引であると誤認させ、販売業者と契約をするように仕向け、契約させるという一連の勧誘手段である。買い取りを持ちかける業者は、電話番号以外の情報がなく、存在を確認できないことがほとんどである。販売業者や運業者と謀議して、又は販売業者や運業者の関係者が買取業者をかたって、消費者に買い取りを持ちかけるなどして詐欺的に有料老人ホーム利用権を販売している可能性が十分に考えられ、詐欺的な取引である可能性が高い。

(事例) 電話で突然、見知らぬ業者（以下、買取業者）から、「A社が、B社の温泉付き有料老人ホームの利用権を販売しているが、これは個人しか買えないので、代わりに買って欲しい。もし買ってくれば、購入金額に少し上乗せした額で買い取りたい。1口20万円だが、3口にまとまるとさらに良い」との連絡があった。その後、A社から、B社の有料老人ホーム利用権に関する資料と申込書が送付された。その後も買取業者から購入を何度も電話で勧められたため、根負けしてA社からB社の利用権を2口購入した。そうしたところ、何故かA社が1口分をサービスしてくれたので、買取業者に「3口用意した」と伝えたところ「3口目は月末の購入なので、決済に間に合わない。来月の買い取りになる」などと説明された。また、A社からは、サービスのはずだった3口目の代金も早く支払うようにせかされ、言われるがまま仕方なく支払った。その後、当初の2口を買ってもらうため、買取業者と近くの銀行の貸室で会う約束をした。しかし、銀行に確認したところ貸室の予約が入っていなかったため、そこで初めて騙されたことに気が付いた。60万円を返金して欲しい。その後、B社の「社員券」がA社から送付されている⁶。

⁶ 独立行政法人国民生活センター（平成23年6月24日報道発表資料）「アプリコット合同会社の「温泉付き有料老人ホーム利用権」は契約しないで！」より抜粋。

(イ) 天然ガス施設運用権の勧誘

販売業者以外の何者かが、消費者に対し、海外に実在する天然ガス事業者等の名称を用いて、「天然ガス施設運用権」と称する商品を代わりに申し込んでくれれば、買い取った上で手数料を払うなどと勧め、販売業者との取引が消費者にとって有利な取引であると誤認させ、販売業者と契約をするように仕向け、契約させるという一連の勧誘手段である。「天然ガス施設運用権」の具体的な中身や配当が可能になる仕組みの説明はほとんどなく、消費者にとって十分な情報が提供されているとは言えないことが多く、詐欺的な取引である可能性が高い。

(事例) ある事業者名を名乗る者(以下「A」という。)から消費者に電話があり、「販売業者B社から封筒が来ていないか。自分はその封筒を探している。」と言われた。消費者宅には、まだそのような封筒が届いていなかったため、「そのような封筒は知らない。」と答え、電話を切った。消費者宅に販売業者B社から「明日の扉を拓く 未来のカ クリーンエネルギー天然ガス」と題されたパンフレットと書面が届いた。その後、再び、Aから消費者に電話があり、消費者はAから「パンフレットは届きましたか。私はこの債権を是非とも買い取りたいんです。この権利は、パンフレットが送られてきた人しか買えないので、あなたから販売業者B社に電話して、あと何口残っているか聞いてくれませんか。」と言ったので、消費者は販売業者B社に電話をして残り口数を確認し、その旨をAに伝えた。消費者はAから「代金はAにこの業務を依頼した者が払うので、申し込みをしてくれないか。」と依頼され、自ら、販売業者B社に電話をして、残り口数を申し込んだ。消費者は、Aに販売業者B社から聞いた振込先を伝えると、直ぐにAから代金を振り込んだ旨の連絡があり、その後、販売業者B社からは振込確認ができた連絡があった。その夜、消費者は家族にこの件を相談したことにより、販売業者B社が送ってきた勧誘資料や販売業者B社についての不自然さを理解し、翌日行政機関に相談することとした。翌朝、販売業者B社から消費者宅に電話があり、「証書を送りました。」と言われたが、電話をとった消費者の家族は、「もう、家に電話を掛けてこないで。」と言った。その後、Aから消費者に電話があり、「証書が届いたら取りに行きます。Aにこの業務を依頼した者から手数料をもらったので、それをあなたの家に届けに行きます。」と言われたので、消費者は、昨夜家族と話した不可解な点をAに突きつけると、Aは「また連絡しま

す。」と言って電話を切った。消費者は警察等に相談した後、消費生活センターに相談し、消費者が販売業者B社と行った「天然ガス施設運用権」の契約を解除した⁷。

(ウ) 国内で取扱いの少ない外国通貨両替の勧誘

国内で取扱いの少ない外国通貨取引の勧誘とは、販売業者以外の何者かが、消費者に対し、「今、この外国通貨を買えば、将来、円に両替したときに必ず儲かる」などと勧め、外国通貨の両替購入が消費者にとって有利であると誤認させ、購入契約をさせる勧誘手段である。これらの通貨は、米ドルやユーロなどの基軸通貨（国際的な為替市場で中心に扱われている通貨）とは異なり、日本国内では取引がしにくく、両替しても円に換金することは極めて困難なものが多い。また、勧誘業者が適用している為替レートは、外国為替市場での水準に比べて 100 倍程度になる場合もあり、消費者にとって極めて割高になっていることがほとんどであり、詐欺的な取引である可能性が極めて高い。

(事例) 業者から電話で「イラクからアメリカ軍が撤退すれば、ディナールの貨幣価値は20～30倍にまで上がる」、「いま円をイラク通貨のディナールに両替しておけば、必ず儲かる」、「選ばれた300人にしか勧めていない」などと、ディナールの購入を勧められた。その後、送付されたパンフレットを見たり、「希望すれば、すぐにディナールを円に両替する」と言われたこともあり、1口（=25,000ディナール紙幣1枚）10万円の契約をした。約200万円を業者の指定する銀行口座にお金を振り込んだところ、ディナール札が送付されてきた。その1ヵ月半後、お金が必要になったので「円に両替してほしい」と業者に申し出たところ、「今は出来ない」と断られた。騙された気がする⁸。

⁷ 消費者庁（平成 24 年 7 月 13 日 News Release）「中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた「天然ガス施設運用権」の勧誘に関する注意喚起」より抜粋。

⁸ 独立行政法人国民生活センター（平成 22 年 6 月 24 日報道発表資料）「イラク通貨（イラクディナール）取引に要注意！」より抜粋。

第2 現行制度及び取組

1 詐欺的投資勧誘に関する被害の発生・拡大防止及び被害回復に係る制度

(1) 被害の発生・拡大防止、被害回復に係る制度

詐欺的投資勧誘による被害の発生・拡大防止、被害回復に係る制度としては、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、消費者安全法（平成21年法律第50号）、刑法（明治40年法律第45号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。）等がある。

ア 特定商取引法

- 特定商取引法では、電話勧誘販売、通信販売、訪問販売に関して商品・役務（第26条により適用除外とされるものを除く。）及び第2条第4項の権利に係る取引を規律対象としている。

詐欺的投資勧誘に係る取引に関し、例えば、金融商品取引法第29条に基づく登録を受けた金融商品取引業者が行う同法第2条第8項の商品又は役務の提供については、特定商取引法第26条第1項第8号イの規定により同法の適用除外とされる。

また、民法上、動産とみなされる無記名債権は「商品」に含まれるが、株式等は「商品」に含まれず、金融商品取引の仲介等は「役務」に含まれるものとされている⁹。このため、例えば、無登録業者が電話勧誘販売により行った未公開株等の仲介等については、特定商取引法の適用対象となり得る。

- 一見、「権利」を商材とした取引の外観を呈するものであっても、例えば、手数料等を徴収して販売代行を行うような事例については、役務取引として同法の規制対象となり得る¹⁰。
- なお、特定商取引法では、販売業者又は役務提供事業者に対して規制を課しているところ、「契約を締結し、物品や役務を提供する者」と「契約の締結について勧誘する者」など、複数の者による勧誘・販売等であるが、総合してみれば、一つの販売行為を構成していると認められる場

⁹ 第20回消費者委員会（平成22年3月25日）における消費者庁説明資料より。

¹⁰ 第108回消費者委員会（平成24年12月18日）等における消費者庁説明より。

合には、これらの複数の者は、いずれも販売者等に該当する、とされる¹¹。

○ 電話勧誘販売、通信販売、訪問販売について、特定商取引法は次のように定めている。

(ア) 電話勧誘販売

販売業者又は役務提供事業者が、消費者に電話をかけ、又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う勧誘によって、消費者からの売買契約若しくは役務提供契約の申し込みを郵便等により受け、又は契約を締結して行う商品若しくは権利の販売又は役務の提供をいう（第2条第3項）。

なお、事業者が電話をかけて勧誘を行い、その電話の中で消費者からの申し込みを受け又は契約を締結した場合だけでなく、電話をいったん切った後、郵便、電話等によって消費者が申し込みを行った場合でも、電話勧誘によって消費者の購入意思の決定が行われた場合には、「電話勧誘販売」に該当するものとされる¹²。

消費者に電話をかけさせる方法として、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第2条では以下のとおり、規定している。

- ・ 当該契約の締結について勧誘するためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること
- ・ 他の者に比して著しく有利な条件で契約を締結できることを告げ、電話をかけることを要請すること

(イ) 通信販売

販売業者又は役務提供事業者が郵便等によって売買契約又は役務提供契約の申し込みを受けて行う商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供であって電話勧誘販売に該当しないものをいう（第2条第2項）。

つまり、ダイレクトメール、チラシ等を見た消費者が、郵便や電話、FAX、インターネット等で購入の申し込みを行う場合、上記の電話勧誘販売に該当しないケースにおいては、通信販売としての規制を受けることになる。

¹¹ 特定商取引に関する法律等の施行について（平成25年2月20日付け消費者庁次長及び経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達）

¹² 出典：特定商取引に関する法律の解説（平成21年版 消費者庁取引・物価対策課）

(ウ) 訪問販売

販売業者又は役務提供事業者が、店舗等以外の場所で行う商品、若しくは権利の販売又は役務の提供をいう。

○ 電話勧誘販売又は訪問販売を行う場合に課せられる行為規制としては、次のようなものがある。

(ア) 事業者の氏名等の明示 (第 16 条／第 3 条)

(イ) 再勧誘の禁止 (第 17 条／第 3 条の 2)

(ウ) 書面の交付 (第 18 条、第 19 条／第 4 条、第 5 条)

(エ) 前払式電話勧誘販売における承諾等の通知 (第 20 条／——)

(オ) 禁止行為 (第 21 条／第 6 条)

(カ) 行政処分・罰則 (第 22 条、第 23 条等／第 7 条、第 8 条等)

○ なお、不実告知については、消費者庁長官が、販売業者等が不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者等に対し、原則として 15 日以内に¹³当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、当該販売業者等が当該資料を提出しないときは、指示又は業務停止命令の発動については、不実告知を行ったものとみなすこととされる (第 21 条の 2／第 6 条の 2)。

○ また、消費者庁長官は、特定商取引法の施行のために必要があると認める場合、販売業者、役務提供事業者等に加え、販売業者等と密接な関係を有する者 (販売業者等が行う特定商取引に関する事項であって、顧客、購入者、役務の提供を受ける者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者等¹⁴) に対しても報告徴収・立入検査を行うことができる (第 66 条第 1 項、第 2 項)。

○ 電話勧誘販売に係る行政処分については、指示及び業務停止命令が規定されている。

(ア) 指示

販売業者等が第 16 条から第 21 条まで／第 3 条、第 3 条の 2 第

¹³ 特定商取引に関する法律等の施行について (平成 25 年 2 月 20 日付け消費者庁次長及び経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達) 別添 4 「特定商取引に関する法律第 6 条の 2 等の運用指針」

¹⁴ 特定商取引に関する法律施行令第 17 条の 2

2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為（注）をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該販売業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる（第22条／第7条）。

A 契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること

B 契約に関する事項であって、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第21条第1項第1号から第5号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと

C 正当な理由がないのに、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令¹⁵で定められる行為（同省令では、次の事項が規定されている。）

正当な理由がないのに、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であって、

- ・ 日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える売買又は役務の提供契約の締結について勧誘すること、
- ・ 契約の締結により、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなることを知りながら、売買又は役務の提供契約の締結について勧誘すること
- ・ 日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていることを知りながら、売買又は役務の提供契約の締結について勧誘すること

D 上記のほか、電話勧誘販売に関する行為であって、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令¹⁶で定める行為（同省令では、例えば、次の事項が規定されている。）

- ・ 老人その他の者の判断力の不足に乗じ、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。
- ・ 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

（注）Cについては、訪問販売についてのみ適用。

¹⁵ 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第6条の3

¹⁶ 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第23条／第7条

(イ) 業務停止命令

次の場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき又は販売業者等が第 22 条／第 7 条の指示に従わないときは、販売業者等に対して、1 年以内の期間を限り、業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる（第 23 条／第 8 条）

- ・ 第 16 条から第 21 条まで／第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項又は第 4 条から第 6 条までの規定に違反した場合
- ・ 第 22 条各号／第 7 条条各号に掲げる行為をした場合

○ 通信販売を行う場合に課せられる行為規制としては、次のものがある。

(ア) 広告の表示（第 11 条）

(イ) 誇大広告等の禁止（第 12 条）

(ウ) 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止（第 12 条の 3、第 12 条の 4）

(エ) 前払式通信販売の承諾等の通知（第 13 条）

(オ) 契約解除に伴う債務不履行の禁止（第 14 条）

(カ) 顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止（第 14 条）

(キ) 行政処分・罰則（第 14 条、第 15 条等）

○ 特定商取引法第 11 条では広告で表示すべき事項を定め、第 12 条では、表示事項等について、「著しく事実に相違する表示」や「実際のものより著しく優良又は有利であると人を誤認させるような表示」を禁止している。

○ 第 11 条又は第 12 条等に違反した場合であって、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるとき等、消費者庁長官は、販売業者等に対して必要な指示／業務停止命令をすることができる（業務停止命令の場合は、第 11 条又は第 12 条等への違反に加え、購入者等の利益が著しく害されるおそれがある場合等）。（第 14 条、第 15 条）

○ また、特定商取引法では、既述の行為規制等に加え、次のような民事救済ルールを設けている。

(ア) 電話勧誘販売、訪問販売

- 法定書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、消費者は事業者に対して、書面により申込みの撤回や契約の解除（クーリング・オフ）をすることが可能（クーリング・オフに関する事項につき不実告知・威迫により、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記期間の経過に関わらず、クーリング・オフが可能）とされる（第24条／第9条）。
- また、事業者が、契約の締結について勧誘をする際、事実告知又は不実告知を行うことにより、消費者が誤認をし、それによって契約の申込み等の意思表示をしたときには、その意思表示を取り消すことが可能（第24条の2／第9条の3）とされる。
- 消費者の債務不履行を理由として契約が解除された場合に、事業者から法外な損害賠償を請求されないことがないよう、損害賠償の額等の制限を規定（第25条／第10条）。
- 訪問販売によって、到底必要とは考えられないような過剰な量の商品の販売等が行われ、消費者の生活を圧迫するような支払義務が発生する、といった被害が特に高齢者において多数発生したことを踏まえ、平成20年の法律改正で訪問販売に過量販売規制が導入された（第9条の2）。同条では、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品等の売買契約又は役務提供契約について、申込者等は、契約の締結を必要とする特別の事情がない限り、契約の締結から1年以内に当該契約を撤回することができることとされている。

(イ) 通信販売

- 契約にかかる商品の引渡し（指定権利の移転）を受けた日から数えて8日間以内であれば、消費者は事業者に対して、契約申込みの撤回や解除ができ、消費者の送料負担で返品をすることが可能。ただし、事業者が広告であらかじめ、この契約申込みの撤回や解除につき、特約を表示していた場合は、当該特約による（第15条の2）。

イ 金融商品取引法

- 金融商品取引法では、金融商品取引業については、金融庁長官による登録を受けた者でなければ行うことが出来ないとされており（第 29 条）、これに違反した場合、罰則の対象となる（第 197 条の 2 第 10 号の 4）ほか、無登録の者が行った未公開株等の売り付け等については民事効が設けられている（第 171 条の 2）¹⁷。
- 金融商品取引業とは、例えば、証券業、金融先物取引業、商品投資販売業、信託受益権販売業、投資顧問業、投資信託委託業、集团的投資スキームの財産の自己募集・自己運用等が該当する。
- また、無登録で金融商品取引業を行っている者については、金融庁がその名称を公表するとともに、同者に対する警告書を発する等の措置を講じている。
- さらに、金融庁では、無登録で金融商品取引業を行う等の違反者に対して、調査を行い（第 187 条）、違反行為の禁止又は停止を命ずるよう、裁判所に申立てを行うことができ、裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その行為の禁止又は停止を命ずることができる（第 192 条第 1 項）。
- 上記登録制度の例外として、適格機関投資家等特例業務がある。これは、集団投資スキーム持分（ファンド）の出資者に、1 名以上の適格機関投資家があり、適格機関投資家以外の者（一般投資家）が 49 名以下である場合、金融商品取引法第 63 条第 2 項の届出を行うことにより業としてファンドの運用や販売勧誘を行うことが出来るというものである。
- 適格機関投資家等特例業務に関しては、平成 24 年 4 月に金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）が改正され、適格機関投資家等特例業務の届出記載事項の追加等の規制強化が行われ、あわせて、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正により、届出受理時のチェック項目の追加等の監督上の着眼点が整備されているところである。

¹⁷ 集团的投資スキームの持分については、無登録業者が販売した場合であっても、民事効の対象とならない。

ウ 消費者安全法

- 消費者安全法では、消費者庁長官は、「多数消費者財産被害事態」（消費者に重大な財産被害を生じさせる事態）を発生させた事業者に対して、当該被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合に、当該被害に係る取引の取りやめ等を勧告し（第 40 条第 4 項）、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、当該勧告に従うべき旨の命令を行うことができ（第 40 条第 5 項）、当該命令違反に対しては罰則の対象となる（第 51 条）。
- 上記の規定は、個別法・個別業法では対応できない財産被害事案、例えば、架空の有料老人ホームの利用権の取引事案やイラクディナールなど換金困難な外国通貨の取引事案等、これまで法の「すき間」の事案に迅速かつ機動的に対応すること等を目的として設けられたものである。
- また、消費者庁長官は、消費者被害の発生・拡大の防止に資する情報を、必要な限度で関係行政機関の長等に提供することができる（第 38 条第 2 項）。

エ 刑法

- 刑法第 246 条では、人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処することとされている。

オ 出資法

- 出資法第 1 条では、不特定多数の者に対して全額又はそれ以上の払い戻しを保証して出資金を集めることを禁止している。
- また、同法第 2 条では、一般大衆の保護と信用秩序の維持の観点から、他の法律において特別の規定のある者（例えば、銀行法に基づく銀行等）を除き、「預り金」を禁止している。
- ここで、「預り金」とは、同条第 2 項において、預金等と同様の経済的性質を有するものとされており、次の 4 つの要件のすべてに該当するものとされている¹⁸。
 - ・ 不特定かつ多数の者が相手であること

¹⁸ 出典：金融庁事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係

- ・ 金銭の受け入れであること
- ・ 元本の返還が約されていること
- ・ 主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること

カ 振り込め詐欺救済法

○ 振り込め詐欺救済法第3条では、金融機関は、捜査機関等（捜査機関、弁護士会、金融庁、消費者庁及び消費生活センターなど公的機関並びに弁護士、認定司法書士）からの情報提供等を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置等を適切に講ずることとされている。

○ 具体的には、以下の（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合は、すみやかに口座凍結を実施することとされている（（ア）～（エ）に該当しないケースでも、疑いがあると認められる場合には、個別事例に即して柔軟かつ適切に措置を講ずるよう努めるとされている。）¹⁹

（ア）捜査機関、弁護士会、金融庁及び消費生活センターなど公的機関並びに弁護士、認定司法書士から通報があった場合

（イ）被害者から被害の申し出があり、振込が行われたことが確認でき、他の取引の状況や口座名義人との連絡状況から、直ちに口座凍結を行う必要がある場合

（ウ）口座が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているとの疑いがある、又は口座が振り込め詐欺等の犯罪に利用される可能性があるとの情報提供があり、以下のいずれかに該当するとき。

- ・ 名義人に電話で連絡し、名義人本人から口座を貸与・売却した、紛失した、口座開設の覚えがないとの連絡が取れた場合
- ・ 複数回、異なる時間帯に名義人に電話で連絡したが、連絡が取れなかった場合
- ・ 一定期間内に通常的生活口座取引と異なる入出金、又は過去の履歴と比較すると異常な入出金が発生している場合

（エ）本人確認書類の偽造・変造が発覚した場合

○ 振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結は、預金口座等への振込みを

¹⁹ 出典：振り込め詐欺救済法における口座凍結の手続について（集团的消費者被害救済制度研究会（消費者庁長官開催）の第4回会合（平成22年1月29日）における全国銀行協会資料）
<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100129-3-2.pdf>

利用した悪質事業者による財産の隠匿・散逸の防止に有効であると考えられるところ、同法に基づく情報提供を積極的に行うことが、関係省庁により申合わせが行われている（「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」平成 22 年 6 月 18 日消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ）ほか、消費生活センターによる積極的な情報提供を促すべく、消費者庁から、都道府県知事に対して技術的助言（「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について——昨年度の実績のお知らせと更なる取組のお願い——」平成 23 年 9 月 12 日付け消政策第 68 号消費者庁消費者政策課長通知）が発出されているところである。

- 振り込め詐欺救済法第 3 条に基づき凍結された口座については、金融機関が、犯罪利用預金口座等と疑うに足りる相当な理由があることの認定した場合、預金保険機構による失権のための公告が行われ、一定期間（60 日以上の期間）の経過後名義人の預金等債権は消滅する（失権手続：第 4 条～第 7 条）。その後、預金保険機構による分配金支払のための公告又は金融機関による被害者からの支払申請受付を経て、支払請求権が確定（金融機関による、被害者から提出された資料等による被害者・被害額・支払額の認定）し、認定された被害者への支払が行われる（支払手続：第 8 条～第 17 条）。
- なお、消費者庁長官は、消費者安全法第 38 条第 2 項に基づき、消費者庁が犯罪利用預金口座等を発見した場合、振り込め詐欺救済法に基づく口座の凍結のため、金融機関に対し、必要な協力を行った上で情報提供を行うことが出来るとされている。

（2）被害の発生・拡大防止、被害回復に向けた取組

ア 悪質な利殖勧誘事犯に対する重点的な取締り

- 詐欺的投資勧誘は、未公開株、社債、ファンド（集団投資スキーム）持分といった様々なものを商材とする利殖性の高い取引やこれらの取引による被害からの救済等が装われており、この種の事案は、金融商品取引法における無登録営業の禁止、出資法における預り金の禁止、刑法における詐欺等に該当するものも多いとみられる。
- 警察庁では、これら利殖勧誘事犯による被害の深刻さに鑑み、都道府県警察に対して対策強化を指示するなど、同事犯に重点を置いた取組を

行っているところであるが、これらの事犯は、犯罪者グループが、劇場型勧誘等の組織的で巧妙な手口により消費者につけ込むものや、行政による監督をものともせず悪質な投資勧誘を繰り返すものなど、消費者行政や金融行政の手法のみでは対応が困難な極めて悪質な事例も多い（注）。このため、引き続き、警察による関係法令を駆使した重点的な取締りが行われる必要がある。

（注）自治体調査²⁰によれば、都道府県が詐欺的投資勧誘に係る事案に対し処分・指導が行えない理由として、行政調査の範囲では違法性の立証が難しいことが一因として挙げられている。

- その際、地域の現場においては、都道府県警察と消費者行政部局の間で、密接な連携、情報共有が図られることが不可欠である。地域の中には、県と県警の間で悪質商法等へ対処するための連携協定を締結するなどの方法により、円滑な対応が図られている例もみられることから、このような相互協力の成果の実例を他の都道府県に展開するなどの措置も講ぜられるべきである。また、詐欺的投資勧誘については、広域的被害の発生が認められるところ、地方自治体の枠を超えた消費者行政部局間及び都道府県警察間の連携の強化を図ることも重要である。
- 警察による取締りの強化に関しては、「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」において、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」申合せ（平成 23 年 6 月）が行われており、同申合せでは、地方公共団体の相談窓口へ寄せられた消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談につき、相談者が警察への情報提供に同意することが確認できた場合には、具体的な相談内容及び相談者に連絡するために必要な情報を、速やかに都道府県警察に提供するよう依頼するものとされている。これを踏まえ、警察庁において、金融庁、消費者庁等の行政機関から利殖勧誘事犯被害が疑われる相談情報約 4,000 件の提供を受けるとともに、当該情報を関係都道府県警察に提供し、犯罪利用口座凍結及び被疑者検挙に活用した、とされている（平成 23 年中）²¹。
- これに関し、地方自治体独自の取組として、例えば、静岡県では、静岡県警との間で悪質商法や詐欺的商法等による消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の迅速な提供等を規定した協定を締結し、連携して被害拡大防止や被害回復の支援及び再発防止を図ることとしている。

²⁰ 当委員会において、地方自治体（47 都道府県及び 20 政令市）に対し、詐欺的投資勧誘による被害状況及び地方自治体における取組状況について、書面による調査を実施した（調査期間：平成 24 年 6～7 月）。

²¹ 第 108 回消費者委員会説明資料

○ また、地方自治体の枠を超えた連携に関しては、例えば、五都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県）等による合同調査、同時行政処分及び指導を実施するなど広域的な取組が行われている。また、中部地域では、中部経済産業局が、広域で活動する悪質な取引行為を行う事業者に対応するため、中部地域の各県、警察当局等と連携体制をとり、消費者被害の未然・拡大防止に取り組んでいる。具体的には、愛知、岐阜、三重、静岡の4県による「東海地域悪質事業者対策会議（平成17年11月設置）」²²、富山、石川、福井の3県による「北陸3県悪質事業者対策会議（平成18年12月設置）」を設立し、それぞれの地域で広域連携体制を構築し、県域を越えて活動する悪質事業者に対して、地域を挙げて違反行為の取り締まりを行っている。

○ 更に、被害を受けた消費者がその被害を回復するためには、原則、民事的に契約の無効又は不法行為による損害賠償を請求することになるが、警察による詐欺事犯としての取締の強化により、組織的犯罪処罰法に基づく被害回復給付金支給制度による被害回復の可能性が高まることも期待される。

イ 特定商取引法の執行強化

（ア）消費者庁自らによる適切な法執行

○ 詐欺的投資勧誘による消費者トラブルは、販売形態としては電話勧誘販売や通信販売、訪問販売によるものが多く、仮に特定商取引法が適用できれば、同法の電話勧誘販売や訪問販売における不実告知や重要事項の不告知、通信販売における誇大広告等に当たるものもあると考えられるが、なかには、「権利」を商材とした取引の外観を呈することにより、同法の適用を免れようとする案件も見られる。

○ しかし、この点に関しては、第108回消費者委員会等の場において、消費者庁より、手数料等を徴収して販売代行を行うような事例は、役務提供として特定商取引法の規制対象となり得るとの説明がなされており、一見、特定商取引法の適用外とみられる事案の中にも、取引実態を精査すると「役務」の取引として同法の適用が可能なものもある。

²² 静岡県は平成20年4月から参加

- 実際、消費者庁は、平成 24 年 6 月 19 日に、CO₂ 排出権の店頭デリバティブ取引を行っていた訪問販売業者に対し、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、12 か月間の業務の一部停止を命じている。
- そもそも、特定商取引法の平成 20 年改正の際の産業構造審議会の報告書では、「特定商取引法の適用の全面的除外を検討する商品・役務は、他法によって、消費者の保護が十分に図られるもの、特定商取引法の（商取引に関する消費者保護のための）行政規制に馴染まないもの等に限られるべきで」、「指定制を廃止することによって、担当行政庁が特定されないような特定商取引がなくなることが期待されるが、特例措置を講じた場合にも、当該分野における消費者被害の状況の把握を行い、その状況に応じて所要の措置を講じるべき行政庁が明確になるような制度とするべきである。」と指摘している。このように、「すき間」となる事案が可能な限り生じないよう商品・役務の指定制の廃止したことを踏まえ、同法を適切に運用することが求められよう。
- 特に、詐欺的投資勧誘に係る事案においては、被害が短期・広域的に拡大する傾向がみられることから、処分の効力が全国に及ぶ消費者庁自らが、適切に法執行を行うことが肝要である。
- なお、詐欺的な投資勧誘に係る事案においては、いわゆる「劇場型」と言われる、「契約を締結し、物品や役務を提供する者」と「契約の締結について勧誘する者」がそれぞれ別に存在し、勧誘・販売行為を行う事例が多くみられる。
- 特定商取引法では、販売業者又は役務提供事業者に対して規制を課しているところ、「契約を締結し、物品や役務を提供する者」と「契約の締結について勧誘する者」など、一定の仕組みの上での複数の者による勧誘・販売等であるが、総合してみれば、一つの販売行為を構成していると認められる場合には、これらの複数の者は、いずれも販売業者等に該当する、とされる。また、同法第 66 条では、販売業者等が行う特定商取引に関する事項であって、顧客、購入者、役務の提供を受ける者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者等に対しても消費者庁長官は立入検査・報告徴収を行うことが出来るとされている。

- このため、「契約を締結し、物品や役務を提供する者」と「契約の締結について勧誘する者」の一体性の立証が困難な事案も多いと指摘されているが、特定商取引法第 66 条等を積極的に運用し、同法による厳正な取締りに努めることも求められる。

(イ) 「役務」に該当するとして行政処分を行った事例の整理

- 都道府県によるこの種の事案に対する特定商取引法に基づく処分・指導の実績は低調であるところ、自治体調査では、その理由として、地方自治体からは、同法の適用の可否の判断が難しい、という声も聞かれた。

すなわち、

A 一見、「権利」の取引の外観を呈する場合に、如何なる事案であれば「役務」の取引と解釈することが可能か、

B 特定商取引法では、金融商品取引法第 29 条に基づく登録を受けた金融商品取引業者が行う同法第 2 条第 8 項の商品又は役務の提供について適用除外とされている²³ところ、同法第 2 条第 8 項の商品又は役務への該当性の判断²⁴

C 投資商品について「商品」・「役務」に該当するか否か、等についての精査に一定の時間を要する、ということが考えられる。

- 一方で、詐欺的投資勧誘に係る事案は、高齢消費者が高額な被害に遭う事例も多く、老後の生活基盤の喪失等の深刻な影響をもたらしかねないことから、消費者からの情報をいち早く把握する可能性が高い地方自治体の消費者行政部局においても積極的な行政指導や行政処分を行い、被害の拡大防止を図ることが必要である。

- 以上を踏まえ、地方自治体の判断に資するよう、消費者庁において、「役務」に該当すると判断して行政処分を行った事例を取りまとめ、地方自治体に提供することが、地方自治体の法執行の支援として有効と考えられる。

²³ 第 26 条第 1 項第 8 号イ

²⁴ 例えば、無登録業者が電話勧誘販売により行った未公開株等の販売売買（自己売買を除く。）や適格機関投資家等特例業務について金融商品取引法第 63 条第 2 項の届出を行った者が通信販売により行った集団的投資スキームに関する取引等については、特定商取引法の適用対象となり得ると考えられる。

(ウ) 地方自治体による法執行の個別支援

- 上記(イ)により情報提供がなされた場合においても、地方自治体では、個別具体的な事案について行政指導や行政処分を行うにあたって、これを参考にしつつも、当該事案への特定商取引法の適用の可否を個別具体的に判断する必要がある。このため、消費者庁は引き続き、個別の事案に係る地方自治体からの問い合わせに対し、明瞭な形で技術的助言を行うことにより、地方自治体に対し特定商取引法の適切な執行を支援することが必要である。

ウ 消費者安全法等の適切な執行

(ア) 金融商品取引法

- 金融商品取引法では、未公開株、社債、ファンド（集团的投資スキーム）等の「金融商品」に関する取引に関して、以下のような規定が設けられている（注）。
 - A 取引を業として行う場合、原則として、同法第 29 条により金融商品取引業者としての登録を受ける必要があり、無登録の者がこれを行った場合に、金融庁の申立てにより、同法の違反者に対し、その行為の禁止・停止を命ずることができ、金融庁は、その申立てに必要な調査を行うことができる。
 - B 未公開株、社債等については、無登録の者が行った場合、売買契約に民事効が与えられている。
 - C 適格機関投資家等特例業者への対策として、適格機関投資家等特例業務の届出記載事項の追加等の規制強化が行われ、あわせて、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正により、届出受理時のチェック項目の追加等の監督上の着眼点が整備されている。

（注）金融商品取引法の適用対象となる「有価証券」又は「みなし有価証券」について、同法第 2 条第 1 項又は第 2 項で限定列挙しているが、これらの条項では、公益又は投資家の保護を確保することが必要であると認められるものとして政令で規定するものについても、「有価証券」又は「みなし有価証券」に含まれるとしている²⁵。

また、金融庁では、同法の違反が認められる事業者への警告や事業者名の公表等を行っている。

- このように、金融庁においては、金融商品の取引については、投

²⁵ [第 2 条第 1 項第 21 号]前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

[第 2 条第 2 項第 7 号] 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

資家保護等の観点から所要の規制を整備し、鋭意、取締りの強化に努めているものとみられるが、未だ、未公開株や社債の販売に関する消費者被害も多くみられるところ、金融庁（証券取引等監視委員会）は、引き続き、同法の厳正な執行に努めることが重要である。

（イ）消費者安全法

- 本年4月の改正消費者安全法の施行により、個別業法の適用を受けない、いわゆる「すき間事案」について、多数消費者に重大な財産被害を生じさせる事態を発生させた事業者に対し、当該被害に係る取引の取りやめ等を勧告し、これに従わない場合には当該勧告に従うべき旨を命令することが可能となった。
- 詐欺的投資勧誘で扱われる多様な商材に対し、消費者の財産被害の発生・拡大を防止するためには、消費者安全法を適切に執行することも有効である。特に、詐欺的投資勧誘による消費者トラブルは、一定の期間内に集中し、広域的に拡大する傾向がみられることから、同法を適切に執行することが肝要である。

エ 法執行力強化のための関係機関の連携

- 詐欺的投資勧誘に係る事案に対処するためには、特定商取引法や景品表示法の執行強化が必要であるところ、これら法律の執行力強化には、地方自治体において実際に行政調査や行政処分を行う執行担当部局の体制強化と執行担当職員的能力向上を図ることが不可欠である。
- 複数の地方自治体では、警察との人的交流による捜査ノウハウの吸収による法執行の強化を図っているところ、自治体調査では、これら自治体から一定の効果がみられるとの意見が聞かれた。また、行政処分を行う場合、行政は一定の訴訟リスクを負うこともあるが、その際、弁護士等との専門家の知見を参考にしつつ積極的な法執行に努めている事案も見られる。
- このように、地方自治体における執行担当部局において、都道府県警察（OBを含む）との人的交流や、弁護士等の専門家との連携などの取組を一層推進し、これらを通じて、執行担当職員が、立入調査、事実認定、法解釈等の実務ノウハウを習得していくことが極めて有益であると考えられる。

- なお、当委員会では、「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」（平成 24 年 7 月 24 日）において、都道府県における法執行の強化に向けて、都道府県の執行権限、執行体制（職員の増員・専任化、警察 OB の活用等）、国や関係自治体との連携、国からの人的・技術的支援等の各面における充実・強化を図るべき旨を求めているところである。

オ 特定商取引法における指定権利制の見直し

- 詐欺的投資勧誘に係る消費者被害については、主として電話を端緒とする不意打性の高い取引形態により、実態が明らかとなった時点で架空の疑いが強いとの評価を受ける権利を、取引時点ではあたかも消費者に有利な投資商品であるかのように誤認させ、販売・勧誘を行う事案（以下「欺瞞的権利取引」という。）が多くみられる。このような取引のうち、詐欺罪等を構成する事案に対しては、同罪等による検挙を行うよう引き続き努めていく必要があると考えるが、事業者による欺罔行為の主観面等の立証の困難性などから、すべての事案に対し迅速にこれを行うことは実務上極めて困難である。このため、欺瞞的権利取引については、客観化された要件（行為規制）への形式的な違反行為をもって取締り等の対象とする法規制が必要となる。

- このような取引を規制するには、「商材」又は「取引類型」に着目することが考えられる。まず、その商材に着目すれば、欺瞞的権利取引の場合、その性質上多種多様な権利が商材として設定されることが想定され、あらかじめ規制対象となる権利を限定することは不可能である。実際、「カンボジア土地使用权」「iPS 細胞特許権」「シェールガス採掘施設運用権」「カラオケ著作権」「鉱泉権」等々多様な権利取引による消費者トラブルが見られる。

よって、他法令で既に規制される権利を除外することは技術的に可能であるが、その他の権利については欺瞞的権利のみならず、適正な権利も含めて包括的な権利（権利の外形を伴うもの）を規制せざるを得ない。また、その取引類型に着目すれば、既述のとおり、電話勧誘販売、通信販売、訪問販売による被害が多い。すなわち、非劇場型勧誘の場合は、通常の電話勧誘販売等であり、劇場型勧誘の場合は、販売者が消費者へ勧誘資料を送付する手口が典型であることから、この部分は通信販売に該当する（注）。よって、これらの取引類型に限定して規制を課すことが

適当である。

以上より、電話勧誘販売、通信販売、訪問販売の取引類型により、消費者との間で行われる、他法令による規制の適用を受けない権利取引について、包括的に規制を課す必要がある。

(注) 劇場型勧誘を電話勧誘販売として規制するには、勧誘者と販売業者との一体性の立証が必要となる。

- 具体的な規制手法としては、これらの権利取引を全面的に禁止することや、これらの取引を行う事業者に対し、登録・届出等の参入規制を設け、他の事業者による取引を禁止することも考えられる。しかし、先に述べたとおり、欺瞞的権利取引は、その性質上、多種多様な権利が商材として設定されることが想定され、明らかな違法商材を予め個々具体的に指定することは困難であることから、全面禁止や参入規制等を行う場合、欺瞞的権利にとどまらず適正な権利を含めた一定の包括的権利取引をその対象とせざるを得ない。このため、適正に権利取引を行う事業者にとって、過剰な規制を課し、その経済活動を著しく阻害することが懸念される。したがって、権利取引の全部又は一部を禁止するよりも、これらの販売・勧誘に行為規制を課すことを通じ、欺瞞的権利取引の排除を図ることが適当である。この検討に当たっては、特定商取引法における権利の取り扱いを見直すことも必要であると考えられる。
- 当委員会では、「未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）」（平成 22 年 4 月 9 日）において、「特定商取引法の適用対象を広げることを検討すべき」旨を、また「貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言」（平成 23 年 11 月 11 日）において、「例えば、特定商取引法の規制の枠外とされている「権利」についても見直しを行い、（中略）迅速な対応をとることができる法的仕組みを整備していくことが考えられる」旨を指摘してきた。
- 特定商取引法は、特定の取引類型において、一定のルールを遵守すれば取引を行うこと自体は法律上認容されることを前提として、その適正化を図るため勧誘行為等に規制を定めたものとされるが、詐欺的投資勧誘で扱われる権利の多くは架空の疑いが強いところ、そもそも架空取引の場合は、そのような契約の締結を勧誘することが違法であることから、これらの事案を対象とすることを想定して同法を改正することは適切でないとする考え方もある。しかし、欺瞞的権利取引は、消費者が取引

を行う時点では、適正取引であるかのように偽装されており、あくまで事後的に架空の疑いが強いと評価されるものである。同法は、取引の適正化を図るため、契約成立前の勧誘行為等を規制対象とする法律であり、消費者保護の観点からは、事後的に有効性が否定される可能性を有する契約も含め、外形標準的に同法を適用させざるを得ないと考える。したがって、電話勧誘販売等の取引類型において、欺瞞的権利取引により、深刻な消費者被害が生じているという実態に鑑みれば、あくまで消費者トラブルの生じやすい取引類型に着目し、取引の実態が明らかとなった時点では、社会の安寧秩序や公序良俗に反するとの事後的に評価を受けるものであったとしても、個別業法による規制がない限り、原則として特定商取引法の適用対象とすることで、それらの市場からの排除を通じて、取引類型全体から見た取引の適正化を図る、との考え方に転換を図ることが求められる。

仮に、考え方の転換を図ることができない場合、同法に類する新たな制度の整備を検討することも考えられる。

- 確かに、消費者安全法により、財産被害の発生・拡大防止を目的として、消費者庁が事業者に対し勧告・命令等を行うことで、すき間事案への対処が可能にはなった。しかし、同法は、①他の法令による救済が期待されない重大事故に対象が限定され、②予め事業者に一定の行為規制を一律に課すものではなく、③クーリング・オフ、契約の意思表示の取消し等の民事ルールが適用されるものではない、などの理由により、事業者による勧誘行為等の適正化や消費者の被害回復の観点から、個別事案について、迅速かつ効果的な措置を講ずることが困難な事例も考えられる。したがって、この点からも、特定商取引法における指定権利制の在り方の見直し又は新たな制度の整備を検討する必要がある。
- 詐欺的投資勧誘に係る事案については、取引の後、即座に事業者が所在不明になるものが少なくないことから、行政による調査・取締りや民事救済が困難な事例も多いと見られるが、特定商取引法では契約時の書面不交付、虚偽・不備記載、不実告知等、客観化された要件のもとで不適切な勧誘行為に対して直罰規定を設けており、そういった事例についても、警察による取締りも併せて行われることから、これによる速やかな被害の拡大防止や当該行為に対する抑止効果も期待される。
- したがって、特定商取引法の適用範囲に権利の外形を伴うものを含め

る等指定権利制の在り方を見直すこと、又はこれと類似の制度を整備することは有効な対応策であり、これについて検討が行われるべきである。

- 指定権利制の廃止については、特定商取引法の執行を担っている地方自治体からもその必要性を指摘する声が聞かれるところである。
- なお、第 125 回消費者委員会（平成 25 年 7 月 9 日）において、特定商取引法における指定権利制の廃止に関する審議を行っており、本件に関する当委員会、消費者庁の詳細な見解は、それぞれ別紙 1、別紙 2 のとおりである。

カ 財産的被害に係る集団訴訟制度²⁶

- 詐欺的投資に係る消費者被害については、民法、消費者契約法、特定商取引法等において、その回復を図るための規定が設けられている。
しかし、消費者被害は一般に同種の被害が多数発生するという傾向がある一方、訴訟にかかる費用や労力との兼ね合い等から、個々の被害者が自ら訴えを提起することにより被害回復を図ることが困難なことが少なくない。
- そうした状況を踏まえ、簡易・迅速に消費者被害の回復を図ることを可能とする新たな訴訟制度（集団訴訟制度）の導入が求められ、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）附則第 6 項及び同法成立の際の衆参両院による附帯決議において、集団訴訟制度の導入に向けて検討を行うよう求めているところである。
- これを受けて、集団訴訟制度を導入するための法律案が第 183 回国会に提出された²⁷。
- 法律案では、二段階の訴訟で構成する仕組みとなっている。具体的には、第一段階で事業者に通義務（相当多数の消費者に対する、消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づく金銭支払義務）があるかどうかを確認し、共通義務が認められたとき、二段階目の手続で消費者の債権を確定する、という仕組みである。

²⁶ 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案（平成 24 年 8 月消費者庁消費者制度課）をもとに記載

²⁷ 第 183 回国会では、審議未了につき継続審議とされた。

○ 第一段階で、一定の要件を満たす適格消費者団体が訴訟を提起し、例えば、いわゆる詐欺的商法など、契約そのものが公序良俗違反等により無効である場合の不当利得返還請求権や、消費者契約の締結又は履行に際してされた事業者の民法上の不法行為（勧誘が違法である場合等）に基づく損害賠償請求権等については、共通争点として審理され、個々の消費者は、第二段階の債権確定から参加することとなるため、個々の消費者の訴訟負担が大幅に軽減されることが期待されている。

○ このように、詐欺的投資勧誘に係る消費者被害の回復に一定の効果を有すると考えられることから、政府において、同法案の成立に向けた取組が迅速に進められ、これが成立した際には、円滑に運用されることが極めて有益と考える。

○ なお、当委員会の集団的消費者被害救済制度専門調査会では、平成 22～23 年にかけて、集団的な消費者被害の救済に関する制度の在り方について調査審議を行い、制度の骨格を同専門調査会報告書（平成 23 年 8 月）に取りまとめている。さらに、当委員会より、速やかな立法化作業を進めること等を内容とする「集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」（平成 23 年 8 月 26 日）を表明している。

キ 違法行為による財産の隠匿・散逸の防止のための制度の導入²⁸

○ 消費者の被害を可能な限り回復するためにも、早期に財産を保全する必要性が高い。個々の消費者としては、自らの債権の保全や被害の回復のために、民事保全手続や破産申立て等を行うことにより、財産保全の手段を講じることは法制度上可能であるが、個々の消費者は、債務者の財産状態や保全対象となる財産等に関する情報を十分には持たず、法的知識、経済力等の点においても十分でないこと等により、自ら財産を保全することは期待できないことが通常である。

○ このため、消費者利益の擁護の観点から、消費者庁が財産保全を行う仕組みの創設が求められているところである。

○ 破産手続は、債務者の財産を処分することにより金銭化し、その金銭を債権者に適正かつ公平に配当するための手続であり、また、破産によってその法人を解散させ、社会にとって有害な活動を封じる役割を果た

²⁸ 第 15 回消費者の財産被害に係る行政手法研究会（平成 25 年 2 月 21 日）資料をもとに記載

すこともある。

- また、破産手続開始決定がなされた場合、原則として、①破産者が破産手続開始の時に有する一切の財産は破産財団となる、②破産財団に属する財産の管理処分権は破産管財人に専属する、③裁判所は必要な破産手続開始前の保全措置（保全処分、保全管理命令等）を命ずることができる²⁹、等の効果が見込まれる。

- このため、多数の消費者に財産被害を生じさせている事案のうち、事業システムとして違法又は破たん必至であるような事案や債務超過になっているような（又は債務超過になることが必至である）事案については、当該取引を行った事業者に対し、破産手続によって事業者の財産隠匿・散逸を防止すること、消費者の被害回復を図ること、さらに、二次的な効果として、社会にとって有害な事業活動を停止させることが考えられる。

- このような効果等を鑑み、消費者庁による破産手続開始申立制度については、「財産の隠匿・散逸防止策及び経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」（消費者庁）による「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」を踏まえ、財産の隠匿・散逸防止策として「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」（消費者庁）が開催され（注）、更に現在も検討が進められているところである。

（注）平成 25 年 6 月に「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」が取りまとめられている。

²⁹ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 34 条第 1 項、第 78 条第 1 項並びに第 28 条第 1 項及び第 91 条